

原 著

濟世顧問制度における濟世団体について —成羽町濟世会と富家村濟世会を中心に—

山 本 浩 史^{*1}

要 約

濟世顧問制度は1917（大正6）年、岡山県で創設された防貧制度である。この制度は、人格等で要件を満たす地域の名望家らを濟世顧問に委嘱し、その地域の生活課題を改善、あるいは、解決しようとするものであった。先行研究では、この制度の創設における経緯や顧問の役割について研究されたものが多く、顧問が中心となり設立された濟世団体について取りあげたものは少ない。しかし、濟世団体には、様々なものが存在している。そこで、本稿では、まず総合的な事業を行った成羽町濟世会と富家村濟世会を取りあげ、その事業内容を明らかにした。

1. はじめに

濟世顧問制度（以下、顧問制度）は、笠井信一が岡山県知事在職中、宮中において大正天皇より県下の貧民状況を尋ねられたことをきっかけに、1917（大正6）年5月に創設された岡山県独自の防貧策である。その内容は、名望家や篤志家ら（以下、名望家ら）を無給の名誉職である濟世顧問（以下、顧問）に委嘱し、地域住民の貧困問題や素行問題等に介入させ、その解決を図らせようとしたものである。特に創設期においては、顧問個人による救済活動が中心であった。しかし、これには限界があり、顧問を支援するために濟世団体の設立が奨励された。本稿では、この濟世団体に着目する。

また顧問制度は、大阪府方面委員制度と並び、現在の民生委員制度の前身とされる制度である。今回の研究が直結するわけではないが、顧問制度及び濟世団体の研究は、今日の地域福祉における共助を考えるうえで、参考になるものと考えられる。

まず先行研究の概況であるが、久松（1990）は、顧問制度全般を整理し、濟世団体を農村隣保事業と捉え、顧問制度創設にあたり参考とされた馬屋上村共同濟世社（以下、共同濟世社）を取りあげている¹⁾。これを深めた研究が久松（1996）であり、共同濟世社の概略を明らかにしている²⁾。しかしながら、

その他の濟世団体については明らかにされていない。

次に二宮であるが、顧問制度を現在の民生委員制度、つまり福祉の先駆としてだけでなく、公衆衛生の揺籃と捉えたうえで、顧問制度をWHOのヘルスプロモーション理念に照らして考察することを目的としている³⁾。そのため、小児医療や母子保健活動を行った顧問や濟世団体に焦点が当てられており、公衆衛生に特化した研究となっている。しかしながら、二宮の研究では、本稿が取りあげることになる巡回産婆について、詳細な検証が行われており、参考になるところが大きい。

この他に寺坂の研究がある。これは久松（1990）と同様、顧問制度全般について整理されたものである。そのなかで寺坂は、濟世団体の全体像について、濟世団体が国家の大本である農村を維持強化させるうえで、大きな役割を担ったことから、久松と同様に濟世団体を農村隣保事業として捉えている。そして、その事業は防貧事業の範囲を超え、極めて総合的な事業として、地域住民の全てを巻き込み、言わば、崩れかけた農村の隣保相扶機能を農村隣保事業という形で新たに再編強化させ、発展したと指摘している⁴⁾。このことから寺坂は、濟世団体の役割を地域振興のための総合的農村隣保事業であった

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科
（連絡先）山本浩史 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
E-Mail : yamahiro@mw.kawasaki-m.ac.jp

と整理し、その内容は、貧困救済、地域医療、児童保護、妊産婦保護、巡回産婆、社会教化等、生活のあらゆる領域に亘っており、およそ現代の社会福祉事業の原型は、この時期にすべて出そろっていると指摘している⁴⁾。しかし、その反面、顧問制度は、封建的地主制に立脚する農村において、その中心に位置する名士、名望家たる顧問によって推進された事業であり、その意味において、従来の封建的共同体のもつ支配体制に根ざした隣保機能の強化となり、同時に封建的身分関係をも温存させたとしている⁴⁾。そのうえで、顧問制度は近代社会事業発展の契機をはらみながらも、天皇制とそれを支える封建的共同社会を前提とし、封建的支配体制を強化させる役割を果たしたと総括している⁴⁾。この寺坂の研究は、本稿において主要な先行研究であり、寺坂の言及が論点となる。

しかしながら、ここで課題となるのが、隣保観念の捉え方である。本研究で取り扱う資料は、主に昭和10年代のものとなるが、この時期の社会事業雑誌には、農村社会事業、隣保事業、農村隣保事業等に関する論文が数多く掲載されている。これらの整理は、次の研究課題となるが、この時期の論文によると、隣保とは、江戸時代からの五人組制度等に見られる隣保相扶を指す場合と、セツルメントにおける隣保観念を指す場合があり、特に後者は、教養ある篤志家が直接貧者に赴き、人格的接触を通して、貧者を向上させる任意的な社会事業だとされている⁵⁾。これを踏まえると、久松や寺坂がいう隣保機能とは、前者によるものと考えられるが、これについても、濟世団体がどちらの側面を有したのか検証しなければならない。

この他の研究では、赤松や守屋が近代岡山県社会事業史研究のなかで、顧問制度や濟世団体を取りあげている。特に守屋は研究対象である成羽町濟世会顧問、松野智照を取りあげ、その生い立ちから業績までを整理している。

また近代日本社会事業史全体を捉えた研究として、代表的なものに吉田の研究があり、最近のものとしては姜の研究がある。これらの研究成果は、近代日本における社会事業の流れのなかで、濟世団体がどのような存在であったのかを確認するための参考としたい。

以上が主な先行研究であるが、濟世団体における研究では、久松が取り上げた共同濟世社、あるいは、二宮が取りあげた母子保健、小児医療、児童保護に特化した鳥取上村小児保護協会、南野協会以外の団体については、詳細な研究がなされていない現状がある。しかしながら、後述するように、濟世団

体には様々なものがあり、その全容を解明するためには、一つ一つの団体を分析する必要がある。そこで本稿は、濟世団体のモデル事業となる濟世事業特定地に指定された成羽町濟世会及び同郡富家村濟世会の事業内容を分析し、濟世団体の性質を捉えることを目的とする。

次に研究方法であるが、一次資料となる岡山県(1936)『川上郡成羽町・富家村濟世会事業概要』(以下、資料)を中心に岡山県社会事業協会(以下、事業協会)が発刊した雑誌『連帯時報』、岡山県学務部社会課の刊行物等を用いて濟世団体を捉える。そして、その事業内容を客観視するために、岡山県(以下、県)が示した濟世団体の事業項目例(以下、事業項目)を基準項目とし、成羽町濟世会及び富家村濟世会の事業内容を整理する。

尚、文中における引用文等については、可能な限り常用漢字を用いた新仮名づかいに改めた。

2. 濟世団体について

2.1 顧問制度の変遷と濟世団体の設立

顧問制度は前述したように、県知事が名望家らを顧問に委嘱し、その地区の問題解決を図ろうとした防貧策であった。しかしながら、顧問の委嘱と配置は則闕主義がとられ、要件を満たす者だけを顧問に委嘱し、必ずしも全地域に配置するものではなかった。そのため1918(大正7)年、県下においても米騒動が勃発するが、則闕主義による顧問の体制では、これに対処することができなかった。そこで、顧問の体制を補完するため、1921(大正10)年、県は濟世委員制度を創設し、濟世委員(以下、委員)を顧問の補佐にあたらせた。また顧問が未設置の町村には、委員の互選による常務委員を置いた。しかし、それでも顧問の活動には限界があり、これを支援するための組織が必要となった。さらに顧問制度を充実させるために、各地域において事業分野を開拓する組織が必要とされた。そこで県は、これらの役割を担う組織として、濟世団体の設立を奨励した。

この濟世団体であるが、赤松が整理するように、顧問や委員(以下、顧問ら)が中心となり市町村単位で設立されたものと、行政機関を翼賛する団体が存在する⁶⁾。本稿では前者を取りあげるが、後者は本稿が研究資料とする『連帯時報』を刊行した事業協会がそれである。

次に濟世団体の設置数であるが、1919(大正8)年4月の時点では26団体であったが⁷⁾、1935(昭和10)年までに277団体が設立されている⁸⁾。その内容であるが、たとえば、県内務部(1919)『濟世顧

問の葉』には、濟世団体とその支社を含め18団体が紹介されている⁹⁾。その設立目的と事業内容を整理したものが表1-1及び表1-2となる。これらの濟世団体を大きく分類すると総合的な事業を行なった団体、あるいは、善行者の表彰や講演会の開催を目的とした団体、勤儉貯蓄を推進するものや生業扶助を中心とするもの、禁酒、風俗改善、頼母子講等、特定の事業を行う団体が確認できる。このように濟世団体が多様化した背景には、濟世団体に関する統一された規則や規程がなく、その地域の事情により事業が行われていたためと考えられる。これを裏付けるかのうように、県社会課の社会事業主事補であった大森は、次のように述べている。

「今日、岡山県が農村社会事業に於て何程かの誇りを有しているのは全く濟世顧問制度の功に帰さねばならぬ。一郷一村における名望家が衆に找んで郷党のために最も適切なる施設を講ずるが如きは決して末梢機関的操作に依つて贏ち得るものではなく全く一個独立の立場に於て自由なる活動を与えたからである」^{†1)}

この記述からは、顧問制度の活動において、顧問らには、ある程度の裁量権が与えられていたことがうかがえる。その意味において、顧問らの資質や濟世団体の性質により、濟世団体の事業には地域格差が存在していたことが推察される。また、顧問制度が農村社会事業と密接な関係にあったことがうかがえる。

2.2 濟世団体設立の背景

濟世団体が設立された多くの地域は農村部である。その農村部の状況であるが、1890（明治23）年の県内小作率平均は45.6%であり、その後の1911（明治44年）では46.8%であった¹⁰⁾。この背景には、農民の土地喪失と地主への土地集積により小作化が進行したことが指摘されている¹¹⁾。しかしながら、日露戦争前後の増税と農村不況により、その地主層においても土地を放出させることとなり、農村は益々荒廃した¹⁰⁾。さらに、小作争議が頻繁に起きたことも農村荒廃の理由として指摘されている¹⁰⁾。このような農村の現状を笠井は「農村の荒廃は実に国の憂である」¹²⁾と述べているが、疲弊した農村の建て直しは国家にとって最大の急務であり、農村の民力涵養と人心の教化活動が重要な内政課題であった¹⁰⁾。

上述のような問題は、全国各地で見受けられ、これを改善しようとしたのが、政府による感化救済事業や地方改良事業の推進であった。これらは、特に

1908（明治44）年「戊申詔書」の発布により本格化したとされている¹⁰⁾。この「戊申詔書」の趣旨であるが、国家の発展と公共心を持った勤勉な臣民、つまり、国家の良民の養成であった。これについて、吉田は地方改良の推進には、国家による共同一致の団結体制が要求されたとともに、公共心・共同心・自助心等の精神が強調されたと指摘している¹³⁾。この推進役を担ったのが内務省であり、その中核となったのが、当時の内務官僚であった井上友一を中心とした風化行政の推進である。

副田によると、内務省地方局は、町村が国家の基礎であることを強調し、町村の独立自営と自力更生を求めたとしている¹⁴⁾。これを証明するかのうように内務省（1911）『地方改良の要項』の冒頭には、「地方自治の基礎を鞏固にし、之れをして健全なる発達を遂げしめんことは、実に国家の最大要務にして亦実に地方改良の第一義たらずんばあらず」と記されている¹⁵⁾。この原動力として期待されたのが、有力地主層及び名望家らを機軸とする町村自治の推進であった¹⁴⁾。このように名望家らを地方自治に取り入れようとした点は、顧問制度においても共通している。また地方改良事業の内容は、公衆衛生、貯蓄奨励、生産奨励、産業組合、社会教化等であり¹⁵⁾、濟世団体の事業とも重なりあう。

このような地方改良を推進するために、内務省は各地で感化救済事業及び地方改良事業講演会を開催するが、特に赤松は1919（大正8）年6月、県内で行なわれた感化救済事業地方講演会を取りあげ、これを県が濟世団体設立を促すために意図的に開催したと指摘している⁶⁾。その内容であるが、当時の内務省社会局局長であった田子一民が「貧困原因と酒」といった講演を行い、これに感銘を受けたとする記述が顧問の回顧録に見られる^{†2)}。またこれより前となる1912（明治45）年3月には、内務省の囑託となっていた留岡幸助による地方改良講演が岡山で開催されている。留岡はこの講演で、町村を改良する方法として、国民精神・公共心の涵養、勤勉貯蓄、篤志家の社会事業、感化救済事業をあげている¹⁶⁾。吉田は、このような感化講演会の目的を（1）天皇制的慈恵の再編確立、（2）擬似的「自発性」としての中間団体の編成、そして隣保相扶、家族相助の再編、（3）篤志善行としての救済事業のイメージ化であると整理するが¹³⁾、これらは、濟世団体においても合致する。たとえば（1）であるが、これを示すかのうように表1-1には、下線と太文字で示したように「戊申詔書」や「教育勅語」の趣旨が確認できるものもある。また表1-2には、報徳思想に見られる「分度」、「推譲」といったキー

ワードも確認できる。この報徳思想との関係であるが、県社会課（1931）『濟世の一方途』のなかでは、次のように記されている。

「濟世事業遂行の方途は固より多種多様であつて夫々地方の実状に応じ適切なる事業施設を經營せなければならないが、茲に所謂報徳結社は亦有効なる防貧施設であつて採つて以て濟世顧問、濟世委員の事業施行上の好参考たる所多きを信じて茲に上梓した」¹⁷⁾

この文脈からは、感化救済事業や地方改良事業の

基底となった報徳思想が、顧問制度を推進するうえでも、有効的であったことがうかがえる。これについては、検証する必要があるが、今回の研究は、濟世団体の骨格を捉えることを目的としているため、次の研究課題としたい。

また感化救済事業や地方改良事業において、皇室から民間社会事業へ下賜するといった形により、吉田のいう（1）の再編確立が行なわれた。濟世団体のなかには、皇室からの内帑金が下賜されたものもあり、研究対象の成羽町濟世会においては、恩賜財団慶福会や内務省からの助成が行なわれている⁷⁾。このことから、（1）が濟世団体にも合致する。

表1-1 主な濟世団体の設立目的

馬屋上村共同濟世社	第一条「 <u>本社ハ教育勅語及戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉載シ</u> 村民協力一致濟世ノ精神ヲ發揮シ恒心ト恒産トヲ堅実ナラシムルコトヲ以テ目的トス」
建部村濟世社	第一条「 <u>本社ハ教育勅語及戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉載シ</u> 村民協力一致濟世ノ精神ヲ發揮シ恒心ト恒産トヲ堅実ナラシムルコトヲ以テ目的トス」
横町協和社	「本社ハ濟世ヲ以テ本旨トナシ左ノ事項ヲ実行スルモノトス」
自彊貯金組合	「本組合ハ勤勞節約ニヨリテ貯金ヲナスヲ以テ目的トス」
牛窓町濟世会	「 <u>本社ハ教育勅語及戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉載シ</u> 村民協力一致濟世ノ精神ヲ發揮シ恒心ト恒産トヲ堅実ナラシムルコトヲ以テ目的トス」
西山共濟会	「本会ハ村内住民相互間共濟事業ヲ為スヲ以テ目的トス」
北川村濟世顧問会	「本会ハ防貧ヲ目的トス・本会ハ目的ヲ達センガ為ニ救貧事業ヲ兼ネ行ヒ且自治的觀念ノ養成ニ勤ムルモノトス」
宇治村頼母子講全盟会	「抑々頼母子講ハ古來不可抗力ノ事情ニヨリ家計ノ窮乏ニ沈淪シタルモノヲ救済スル爲メ設ケラレタル方法ナリ」
堺村濟世禁酒会	「本会ハ飲酒ニ基因スル弊害ヲ矯正シ濟世防貧ニ資シ衛生ト風紀ノ満全ヲ期スルヲ以テ目的トス」
堺村濟世会	「本会ハ濟世防貧ヲ旨トシ時弊ヲ矯正シ地方民力ノ活達ヲ計ルヲ以テ目的トス」
久田百一貯金組合	「本組合ハ百年計畫ヲ以テ据置貯金ヲナシ一世帯ノ固定財産ヲ作ルヲ以テ目的トス」
香々美北村濟世社	第一条「 <u>本社ハ教育勅語及戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉載シ</u> 村民協力一致濟世ノ精神ヲ發揮シ恒心ト恒産トヲ堅実ナラシメ以テ大正六年岡山県訓令第十号濟世顧問設置規則ノ事業ヲ遂行スルヲ目的トス」
中川村濟世会	「 <u>本会ハ教育勅語及戊申詔書ノ御趣旨ヲ奉載シ</u> 濟世顧問制度ノ精神ヲ服膺シ村民一致安寧幸福ヲ期スルヲ以テ目的トス」
湯野村共濟会	「共濟会ハ隣保共濟ノ通義ニ抛リ勸誘協力以テ窮乏ヲ濟ヒ禮讓ヲ進メ俱ニ恒産ノ發展ヲ図ルヲ以テ目的トス」
三和村風俗改善会	「本会ハ三和村風俗改善会ト稱シ風俗ヲ改善シ及會員ノ親睦ヲ計ルヲ以テ目的トス」

※文中の太文字及び下線については、筆者が加筆した。

※県内務部（1919）『濟世顧問の栞』から支社を除く濟世団体を整理した。

表1-2 主な濟世団体の事業内容

馬屋上村 共同濟世社	一、各支社ヲ統轄シ規約第一条ノ目的事業ノ励行ヲ図ルコト 二、善行者ヲ表彰スルコト、三、總會並ニ講演会ヲ開クコト
建部村 濟世社	一、第一条ノ目的ヲ完成スル為メ適宜ノ事業ヲ行フモノトス、 二、善行者ヲ表彰スルコト、三、講演会ヲ開クコト
横町協和社	一、隣保相扶掖シテ共ニ生計ノ基礎ヲ確立スルコト 二、去華就実善ヲ勸メ惡ヲ誡メ以テ協同輯睦ノ美風ヲ養成スルコト
自彊貯金 組合	・本組合員ハ勤勞節約ヲ重ンジ <u>分度</u> ヲ守リ毎月十日各自所定ノ金額ヲ貯蓄スルモノトス
牛窓町 濟世会	一、各支部ヲ統轄シ規約第一条ノ目的事業ノ励行ヲ図ルコト、 二、善行者ヲ表彰スルコト、三、總會並ニ講演会ヲ開クコト
西山共済会	・罹災者ノ救護、・鰥寡孤独又ハ生活上困難ナルモノニ資本貸与ハ惠与 ・就学督励上学用品惠与・現役軍人及家族ノ慰安・稀老者ノ慰安・免囚保護 ・其他村内慈善の事業
北川濟世 顧問会	・本会ハ村内住居者ニシテ無資本ニテ正業ニ就ク能ハザルモノアルトキハ 相当ノ人ノ保証ヲ得テ資本ヲ無利子ニテ貸与シ以テ嚴重ナレ保護指導ヲ ナスモノトス
宇治村頼母 子講全盟会	・負債總額資産總額ト匹儔シ或ハ之レニ超過スル場合或ハ宅地生計必要ノ モノヲ残サガ爲メニ資金ヲ要スル場合但シ負債總額ヲ償却セシメ得ル場 合 ・疾病死亡或ハ兵役天災等ニヨリ家政ニ影響ヲ及ボシ困難ニ陥レルモノ ・凡テ一家浪費ヲ節シ業務ニ誠実ナルモ不可抗力ノ為メ悲境ニ陥レルモノ
堺村濟世 禁酒会	・講演其他ノ方法ニ依リ禁酒思想ノ普及並ニ衛生風紀且勤勞節約ノ意志ヲ 發達セシムルト全時ニ貯蓄ノ実行奨励ニ努ムルコト
堺村濟世会	・貧窮難民ヲ救済スルニ努ムル事　・村民各自自己ノ家業ニ忠実ナランコ トヲ督励スル事 ・村民各自ノ貯蓄ノ励行ヲ督励スルコト・若シ惡事ノ愧行放逸懶惰無頼不 倫ノ徒アラントスルトキハ速ニ方法手段ヲ盡シ之レガ弊害ヲ未然ニ防 遏スルヲ期ス事 ・堺村濟世禁酒会ト提携シ相互事業ノ完成ヲ期ス事　・業務ニ精励シ忠実 熱心ナル行動者ノ為メ娛樂ノ方法ヲ講ズル事
香々美北村 濟世社	一、善行者ヲ表彰シ他ノ模範タラシムル 二、惡風ニ感染シ不良ノ行為ヲ為シ若クハ自暴自棄ニ陥ラントスル者アル 時ハ之ヲ懇諭シテ改悛セシムルコト 三、家政紊乱者アル時ハ隣保相扶掖シテ親切ニ之レガ整理方法ニ尽カスル 事 四、總會並ニ役員会ヲ開クコト 六、其他第一条ノ目的ヲ達スル為メ適宜ノ事業ヲ行フモノトス
中川村 濟世会	・村民職業別及其ノ變遷ノ地方ニ及ボス得失關係ヲ講究シ生活狀態及其難 易ノ素因調査ヲ為ス ・住民ヲシテ年賀式婚禮葬祭等ニ對シ努メ奢侈ヲ排シ <u>分度</u> 保持ニ注意セシ メ又ハ弊風惡習ノ矯正ヲ図ルコト ・成ルベク村内ノ交通機關ヲ改善シ <u>勤儉</u> 貯蓄ノ觀念ヲ増進セシメ其ノ他恒 心ト恒産トヲ堅実ナラシムル方法ヲ講究シ社会共進ノ途ヲ啓クコト ・毎年數次講話会ヲ開催シ名士出演ヲ乞ヒ道義徳性ノ涵養ニ努ムルコト ・急務ニ属スル窮民ノ一時的救済又ハ特別ノ場合ニ於ケル慈惠上行為

※文中の太文字及び下線については、筆者が加筆した。

※県内務部（1919）『濟世顧問の棗』から支社を除く濟世団体を整理した。

次に(2)及び(3)であるが、顧問制度における救貧活動は、官吏ではないが、公から委嘱された無給の名誉職である顧問らの活動と濟世団体によるものであった。その意味では(2)及び(3)についても合致する。ただし、(2)の隣保相扶及び家族相助の再編については、本稿の研究課題である。

以上のように、吉田が示した感化講演会の目的と顧問制度の性質は合致している。この地方改良との関連性について、笠井は次のように述べている。

「地方の良俗を維持し悪風を除くことは地方の識者、官庁の協力を要す。畢竟個人を完成するには其の周囲環境を清浄にし簡易にし改善し住み善く働き善き有様にせずばなるまい。此点から言へば防貧事業は真実適切なる地方改良事業と並行すべきものであろう」¹²⁾

この文脈から、笠井自身も町村を健全にするためには、防貧事業、すなわち、顧問制度が、地方改良事業と並行して行なわれるべきであると考えていたことが読み取れる。この地方改良事業の推進は、明治後半から昭和初期まで続くが、特に昭和10年代には内務省の他、農林省も農村経済更生運動を展開させ、また文部省社会教育局も『農村更生実話』(1933)を発刊する等、国家をあげて農村改善に取り組んでおり、それを名望家らに担わせようとした。このような流れのなかで、県社会課も『農村社会事業物語』(1925)を発刊し、濟世団体のいくつかを農村社会事業として紹介している。このことから、県は地方改良を推進するものとして農村社会事業に期待をし、その担い手として、各町村に濟世団体を設立させようとした意図が読み取れる。

以上、濟世団体の概要について整理した。このことを踏まえ、成羽町濟世会及び富家村濟世会の事業内容を分析する。

3. 「川上郡成羽町濟世会」と「川上郡富家村濟世会」

3.1 基本的性格

成羽町と富家村は、県中西部に存在した町村である。まず成羽町は1889(明治22)年、成羽村として発足し、1901(明治34)年、東成羽村と合併し成羽町となる。その後、町制のもとで存続するが、いわゆる平成の大合併により、2004(平成16)年、高梁市成羽町となる。

一方、富家村も発足したのは1889(明治22年)であり、1956(昭和31)年の合併により備中町となる。その後、成羽町と同様、高梁市となる。

両者の生業別戸数及び人口であるが、1916(大正5)年における成羽町の全世帯数は1,193世帯であり、そのうち農業を営む世帯が747世帯、工業124世帯、商業257世帯、その他65世帯となっている¹⁸⁾。その後の推移であるが、1936(昭和11)年には1,156世帯となり、人口は5,515人となっている¹⁹⁾。

一方、富家村における1916(大正5)年の世帯数は454世帯である。そのうち農業419世帯、工業9世帯、商業19世帯、その他7世帯であり¹⁸⁾、農業中心の産業構造となっている。この後の1936(昭和11)年における世帯数は446世帯であり、人口は2,491人である¹⁹⁾。

次に資料から両者における濟世団体の基本的事項を整理したものが表2である。まず両者の設立目的であるが、資料からは前述したような「戊申詔書」や「教育勅語」の趣旨は確認できない。しかし、次に引用する成羽町顧問で僧侶、松野智照の回顧録からは「臣民」観を確認することができる。

「吾等の対象の多くが縦し物界、心界の貧乏人であり、弱者であつても、決してそれを貧乏人扱ひに弱者扱ひするような事があつてはならない。そうした態度は人格の尊厳を冒瀆するもので、堅く慎まねばならぬ。すべての者皆同一佛性を先天本具する在纏の佛子であり、齊しく陛下の赤子であるからである」⁷⁾

松野は僧侶であることから、仏教思想にもとづく人間の平等性を述べているが、陛下の赤子といった表現からもわかるように、天皇制における「臣民」が前提とされている。

次に組織体制であるが、両者とも会長は顧問が務めており、その職業は、上述したように成羽町では僧侶、富家村では医師である。その他の役員では、富家村濟世会の場合、顧問らを補助するために濟世分区委員が置かれている。この分区委員は、富家村独自のものであり、各地区に1名が置かれている。また月例会には村長やその他の社会事業者も参加している。

一方、成羽町濟世会では、参与に町長及び警察署長、校長、医師が就任し、その他に婦人方面委員が関与している^{†3)}。濟世団体の中心には顧問らの他に市町村長も加わったことから行政的色彩が濃厚になったとの指摘もあるが¹⁰⁾、両者ともその要素が見受けられる。

最後に財源であるが、両者とも寄附金の割合が高く、次いで助成金、奨励金である。なかでも成羽町濟世会の会則第七条には「本会ノ經費ハ特志寄附金

及補助金ヲ以テ之ニ充ツ」とあり、寄附金、補助金による運営が規定されている。しかしながら、これは両者に限定されたものではなく、たとえば、1934（昭和9）年の济世団体事業促進協議会における県からの指示事項では、济世団体の事業資金は主として市町村民の篤志的負担による醸金、あるいは、後述する「济世袋」、生活改善による節約金等を浄財とし、財政的基礎を確立することが指示されている⁷⁾。

3.2 事業内容

前述したように県が示した事業項目を基本項目とし、両者の事業内容を表3に整理する。

3.2.1 救護事業

事業項目のうち、イからハ及びヘについては両者とも実施されている。しかしながら、資料にはニ及びホは、事業概要として記されていない。

まず成羽町济世会では、上記に加え「老衰、孤独、不具者ノ扶助」、「金品給与」、「諸種救護法取扱」が行なわれている¹⁹⁾。特に資料において、詳細な内容が記されていたのが、「金品給与」にあたる「济世袋」と「歳末慰問」である。

この「济世袋」であるが、1928（昭和3）年、岡山市の顧問らで組織された岡山济世協会において発案され、これが県下で行われたとされている⁷⁾。こ

の「济世袋」には、前述したように、地区住民からの浄財を集める目的があった。特に農村においては米や豆等の他、古着や空き瓶、新聞等も集められていたことが記録されている⁷⁾。さらに「济世袋」は、事業資金を得ることだけではなく、住民に対し济世事業に関心を持たせる目的もあったとされている⁷⁾。これらのことを踏まえ、まず成羽町济世会での取り組みをみていく。

成羽町济世会の「济世袋」について、資料では「町内全世帯へ济世袋を配布し温き同情者より金銭、米穀の任意喜捨を受けカード階級者へ救護の他事業資金に充つ」¹⁹⁾と説明されている。ここに記される「カード」とは、顧問制度において「担当地区内の要保護者と認むべき者に付ては保護の徹底を図る為其の生活状態を詳細に調査し所要事項を調査カードに記入すること」²⁰⁾を目的に作成されたものである。これには2種類あり、まず赤カードは救護を要する者であり、その対象は「イ、現に救護を受くる者」、「ロ、其の他之に準ずべき者」であった。もう一つには青カードがあり、これは指導保護を要する者である。その対象は「イ、特別税戸数割の免除者及小額負担者」、「ロ、特別税戸数割を徴せざる市町村に在りては月収又は家賃の低額なる者」、「ハ、其の他之に準ずべき者」である²⁰⁾。

表2 基本的性格

	成羽町济世会 (設立：1923(大正 12)年 3 月 15 日)	富家村济世会 (設立：1918(大正 7)年 5 月 18 日)
人口等	1,156 世帯, 5,515 人 業態：農及中小商業	446 世帯, 2,491 人 業態：農業
主な役員組織	会長・・济世顧問 参与・・計 4 名 (町長, 警察署長, 小学校長 (2 名)) 嘱託医師・・ 6 名 嘱託産婆・・ 5 名 婦人方面委員・・ 85 名	会長・・济世顧問 幹事・・济世委員 (1 名), 委員以外 (3 名) 济世月例会 (济世顧問, 济世委員, 村長, 其の他社会事業関係者) 各地区に济世分区委員 1 名を嘱託
財源等	【主な財源・1936(昭和 11)年】 寄附金：济世袋 篤志寄附金 (1,015 円) 助成金：内務省助成金 (100 円) 補助金：県及社会事業協会補助金 町助成金 (580 円) 保育料, 助産料等 (985 円)等	【主な財源・1936(昭和 11)年】 会費 50 円 奨励金 400 円 寄附金 450 円等
目的	会則第二条「本会ハ成羽町ニ適切ナル社会事業ヲ行フヲ以テ目的トス」	※資料には記されていない

「済世袋」は、これらカード階級者に対し、金銭や米穀を配給するためのいわば募金袋でもあったことがわかる。

次に富家村済世会であるが、資料には「済世袋」が行われていた記載はない。しかし、『連帯時報』の記事には、富家村済世会でも行われていたことが確認でき、そこでは、次のように記されている。

「済世袋によつて集められた現金、米、麦、豆、その他分配について協議せられた。所が種類の多くて量の少ない物は村長、顧問初め列席の人々が買取つて一々現金に換えて行かれる」²¹⁾

これによれば、「済世袋」により現金、米、麦、豆などが地区住民の善意により集められ、これらを協議のうえ分配するが、分配できないものは、村長、顧問等が買い取り換金していたことが読み取れる。

次に成羽町済世会の「歳末慰問」であるが、「済世袋」とは別に、歳暮慰問として金銭、米穀が、盆には素麺が配られていたことが記されている¹⁹⁾。

3.2.2 児童保護事業

事業項目において、児童保護事業は（一）妊産婦保護、（二）乳幼児保護、（三）学齢児保護に分類されている。

（一）妊産婦保護

両者とも事業項目のイ、ハ、ホ、ヘは行なわれていないが、ニの巡回産婆が共通して行われている。

まず成羽町済世会における巡回産婆については、次のように説明されている。

「大正十五年十月以来妊産婦保護事業の徹底を期する為巡回産婆を囑託し、従來の不潔危険なる分娩法の矯正と流産死産等の不幸を未然に防止すべく毎月一回以上妊婦の無料回診を行ひ妊娠中の注意を喚起し適当なる摂生法の指示及処置をなす。尚カード階級の分娩児に対しては特に無料助産を為し以て母性の教養保護に努む」¹⁹⁾

この文脈によると、委託した産婆が毎月1回以上の分娩指導を無料で行き、さらに、上述したカード階級者に対しては、無料で助産と教養保護、すなわち、指導が行なわれている。また同会の「妊産婦保護規程」には、会に納める助産料が定められており、それは特別戸数割賦課額による応能負担となっている。そして、これを財源に同会から産婆に対し、決められた助産料が支払われている。この際にも上述と同様、賦課額による標準報酬が決められて

いる¹⁹⁾。

一方、富家村済世会では、その雇用条件は不明であるが、常勤で産婆1名が置かれ、無料で妊婦診察や妊娠中の心得、分娩等の指導が行われている。また分娩時には無料で介助が行なわれ、産後には産婆が家庭訪問し、母子の処置及び産褥中の心得が指導されている。ただし、富家村済世会の場合、助産対象者をカード階級者に限定した文脈は見当たらない。また上述の文脈等からは、巡回指導のなかで、事業項目のイ、母性教育やロ、妊産婦相談が行われていたことが確認できる。

以上、巡回産婆について整理したが、このような巡回産婆による乳幼児保護は、大部分の済世団体において、切り離すことのできない重要な事業であった⁷⁾。これを二宮は、国家が富国強兵策において、児童を「第二の国民」として捉えていたことを指摘したうえで、県内における産婆には地域偏在があり、また開業産婆の料金は高いため、低額で利用できる巡回産婆の必要が生じたと結論付けている³⁾。

次に事業項目以外の内容について整理する。まず成羽町済世会では、消毒器具が備え付けられ、分娩時に使用する産具類の無料消毒に応じ、希望者には衛生産具が配布されている。またカード階級の妊産婦で疾病又は栄養不良者に対しては、医薬の給与及栄養品の補給が行われている¹⁹⁾。

一方、富家村済世会では村内各地区に補導員1名が置かれ、成羽町と同様に分娩具の無料消毒と貸与が行なわれている¹⁹⁾。さらに、分娩時の綿布やその他の必需品も一定量に限り無料交付されている¹⁹⁾。

（二）乳幼児保護

成羽町済世会の乳幼児保護については、次のように説明されている¹⁹⁾。

- ・子供の出生届出ありたるときは『生れてから入学迄』と題する子供の発育状態を記入すべき記録表及『赤坊の育て方』『襦袢の洗ひ方』『児童愛護』『児童愛育訪問の栞』等数種の印刷物に歡状を添へたる『子寶袋』を贈り育児の参考に資し尚育児智識に乏しきものには主として産婆をして指導保護に当らしむ
- ・健康診査・町内の各医師を煩はし毎年満三歳迄の乳幼児の健康診査を行ひ、以て健全なる発育助長に努む
- ・優良児選奨・乳幼児健康診査の結果により発育正常にして特に優良又は佳良なる者を選抜し表彰状に賞品を添へて授与し以て益々発育の優秀と愛育觀念の鼓吹に努む
- ・虚弱児の健康増進・乳幼児健康診査会の結果に

より発育不充分的の虚弱児に対しては随時町内医師に委嘱して育児上の相談に应ぜしめ更にカード階級児に対して医薬栄養補給をなし健康増進を講ぜり・病弱児手当（医療斡旋、栄養品補給）

- ・保育事業・昭和十年一月二十日より常設託児所を設置し一般家庭に於ける満三歳以上学齡迄の幼児を晝間受託保護し其の業務能率を増進せしめ、併せて幼児の心身を健全に発達せしめ善良なる性質を涵養し家庭教育を補ひつゝあり

資料では事業項目のイのみが明記されていたが、上述からはロ、児童健康相談、ハ、栄養補給についても行われていたことが確認できる。また啓発用の各種パンフレットや現在でいう母子手帳のような発育記録表等の配布も行われている。さらに、上述の説明からは、事業項目外の取り組みとして、育児指導や健康診査をはじめ、優良児の表彰が行なわれており、虚弱児に対しては育児相談、カード階級者の児童に対しては、医薬の支給、栄養補給が行われている。これらのことから、母子保健の実際を行政ではなく、濟世団体が担っていたことがうかがえる。

また成羽町濟世会では、事業項目のイにあたる保育園が設立されている。これは、1934（昭和9）年、成羽幼稚園の経営を引き続き、託児保育園を経営することになったものであり²²⁾、農繁期の託児が大きな目的であった。そして、この後1936（昭和11）年には、濟世団体の拠点となる濟世会館が建設され、ここに保育園を移転させている。

次に富家村濟世会であるが、次のような取り組みが行われている¹⁹⁾。

- 一、生後より就学に至る間の乳幼児は臨時健康相談所に集合せしめ無料で医師の診査を行い発育並育児に関する指導を行う
- 二、病児及虚弱児に対しては許す限り医師又は看護婦其の家庭を訪問し指導保護を加ふ

これによれば、富家村濟世会でも事業項目のロが行われ、さらに病児、虚弱児に対する医療支援が行われていたことがわかる。

（三）学齡児保護

成羽町濟世会の学童保護では、事業項目のイ、ロが行われており、これについて、「給食並学用品給与・昭和四年度より貧困児童のため昼食並学用品を支給して奨学に努む。就学奨励、給食、被服学用品補給、検便駆虫、栄養品補給（肝油等）」¹⁹⁾と記されている。

一方、富家村濟世会においては、学齡児保護事業を確認することはできないが、資料には「虐待を受くる児童に対しては相当保護の方法を講ずること」¹⁹⁾と記されている。しかし、富家村において具体的にどのような虐待が行われ、これに対し、どのような対処をしていたのかは不明である。このことを探るため、まずは1930（昭和5）年に示された『濟世顧問濟世委員事務取扱例』（以下、取扱例）における児童保護について見ることにする。

「妊産婦で保護を要する者への助産斡旋、不就学児童、長期欠席児童への出席勧勵、感化院への入所手続き、就職児童への指導斡旋、子守・女工・小店員・徒弟等労働従事児童への留意と保護、孤児・貧児・棄児・迷児の保護・斡旋、知的障害児や障害児、虚弱児への児童相談所、盲聾学校、林間学校等と連携を保ち適切な保護の方法を斡旋する等」²⁰⁾

取扱例においても直接的には、児童虐待への対処について記されていないが、いわゆるネグレクトにあたる不就学、長期欠席児童への対処や労働従事児童の保護が記されており、そのための連携の必要性が言及されている。

次に日付は不詳であるが、児童虐待防止法及び施行規則を踏まえ、県学務部長から各市町村長及び師範学校長に対し発せられた依命通牒、すなわち、通達に注目する。この通達には、顧問らの役割が次のように記されている。

「一、不遇児童ノ発見ハ市町村吏員及警察官之ニ当ルノ外濟世顧問、濟世委員、学校職員等広く各方面ノ協力ニ依ルコト」

「二、不遇児童ニ対スル保護処分ノ種類ノ決定及処分後ノ監督並受託者ノ斡旋其ノ他指導訓練ニハ濟世顧問、濟世委員、学校職員ノ協力ヲ求め万全ヲ期スルコト」²⁰⁾

この通達では、虐待児が不遇児童と称されているが、顧問らには、該当児の発見とその児童の保護における協力や指導等が求められている。このことから、顧問らには児童虐待において、一定の責任と使命が与えられていたことがわかる。

3.2.3 医療救護事業

両者ともに事業項目のイは設置されていない。しかし、富家村濟世会の場合、顧問が医師であるため、顧問個人として、これを行っていたことが推察される。これを示すかのように『連帯時報』には、

「私はカード階級者には幾度も往診してやる様にする、之は防貧の一大方法だから。」といった顧問、鶴見謙三郎の談話が記されている²¹⁾。

また富家村済世会の無料健康相談であるが、資料には「昭和十年度に於て無料健康相談所を村内十六ヶ所に開催し医師及看護婦により一般大衆の保健に資すると共に衛生思想の普及に努む」¹⁹⁾と記されており、公衆衛生の一環として、巡回による無料健康相談が行われていたことが確認できる。

次に成羽町済世会では、恩賜財団済生会治療券、県薬剤会発行施薬調剤券の斡旋が行われ、さらにトラホーム治療・巡回訪問看護指導・寄生虫駆除が行なわれている。このうちの恩賜財団済生会診療斡旋は、富家村済世会においても確認できる。

3.2.4 経済保護事業

富家村済世会では職業紹介所と連携した職業斡旋と副業斡旋、農業指導が行なわれている。このうちの副業斡旋は、成羽町済世会においても確認できる。

まず副業斡旋であるが、『連帯時報』には、県社会課が各地域で「地方改善副業講習会」を開き、竹細工等の講習が行なわれていたことが確認できる²²⁾。このようななか、成羽町では「屑藪整理を思ひ付き之が講習会を開き共同作業場を建設して成羽紬織物の生産を創め、更に成羽紬生産組合の組織を促進し、或は製縄機、紬糸挽撚機の貸与を為す等同町内に於ける副業奨励のため尽瘁して来た」²²⁾と記されるように、副業から本格的な産業へと発展している。さらに成羽町済世会では、1932（昭和7）年、県社会課の支援の下、副業奨励のための計画が立てられ、共同作業場の建設や生産組合の組織化が行なわれている⁷⁾。これは事業項目のホに該当する。またこれに伴い、生業融資（無・低利息）が行われ、副業助成輔導と紬糸挽撚機並びに製縄機の貸与、さらには共同福利事業後援助成が行なわれている。このなかの生業融資については、「カード階級者にして生業資金を要するものに対し小額資金を無利息、低利息にて貸与し其の活動の助成に努めたり。現在貸付金五十三圓、人員七人」¹⁹⁾と説明されている。また紬糸挽撚機と製縄機の貸与については、「製縄機を貸与して余剰労力を利用し製縄せしめ家計の助勢たらしむ」、あるいは「紬糸挽撚機を購入する能はざる者に無料貸与し製糸を奨励しつゝあり」¹⁹⁾と記されている。

一方、富家村済世会では、経済更生特別指導、職業輔導が行われている。このうち経済更生特別指導については、「要救護者其の経済を徹底的に更生せしむるため世帯を選び特別指導助成を行ふ」¹⁹⁾と

記されており、その詳細については、次のように説明されている¹⁹⁾。

- 一、前年指定の特別指導世帯に対し経済更生計画により更に一段の指導助成を行ふこと
- 二、本年度に於て新たに十世帯を指定すること
- 三、済世委員は担当区域内より二世帯以上を選び世帯の構成、資産、負債、職業、組織経営、生産消費、金銭収支等に就き現況を明にし所定の様式により世帯の経済更生計画書を作成し月例会の決定に附すること 右計画に基き精神、物質両方面より徹底的指導助成を行ふ

この説明によると、担当委員の区域内において、該当する二世帯以上を選定し、個別の経済更生計画書を作成し、月例会の承認を受けたうえで、その対象者に指導を行っていたことが読み取れる。

この他にも、富家村済世会では「生業資金又は生業に必要な器具機械を貸与して生産所得の増加を助成する」、「産業組合と連絡提携し共同販売購買を奨め貯蓄を奨励すること」、「農家の自給肥料と施肥の合理化を計るため灰小屋の設置を助成す」等¹⁹⁾と記されるように生業支援が行われ、事業項目のト及びルが行われている。

3.2.5 社会教化事業

富家村済世会であるが、資料には次のように記されている。

「社会事業の趣旨普及を計ると共に教化運動の徹底を期する為済世顧問、済世委員は毎月五部落以上（村内二十三部落）に出張し講話会を開催したり、一、教化振興養民会と連絡提携して教化の実を挙ぐること 二、済世顧問、済世委員は教化委員を兼、毎月部落集會に出席指導教化に當ること三、社会事業の趣旨普及のため村内二ヶ所に於て講演会を開催す（活動写真利用）四、本県主催社会事業講習会に二名の講習生を出席せしむること 五、社会事業に関する標語作文の懸賞募集をなすこと 六、ピラ、ポスターを作成頒布すること」¹⁹⁾

ここにある教化振興養民会とは、どのような組織であったのか、その詳細は確認できないが、1932（昭和7）年の県知事による指示事項、「国民更生運動ニ関スル件」^{†4)}において、市町村、学校、各種教化団体、産業団体関係機関と協力して更生の実行をあげるよう指示がなされている⁷⁾。このことから、教化振興養民会も各種教化団体の一つであっ

たとえられ、これと協力した思想教化が行なわれていたと考えられる。その内容であるが、社会事業の趣旨普及を目的に活動写真を利用した講演会が行なわれている。これについては、成羽町済世会においても、演劇、映画、講演等が行なわれていたことが確認できる。しかし、その内容までは記されておらず、これが社会事業普及のためのものなのか、あるいは、庶民娯楽を目的としたものだったのかまでは確認できない。

この他、成羽町済世会では台所改善が行われている。この台所改善とは、『連帯時報』のなかで「住宅、上下水道、台所、便所、其の他生活改善の必要あるものに付いては適当なる方法を以て之に関する知識の普及を図り、且つ改善上の指導斡旋に努めること」²¹⁾と説明されている。このことから台所改善は、住宅改良であるとともに生活改善の一つであり、公衆衛生指導の一環として行なわれていたと推察される。

また両者とも免因保護が確認でき^{†5)}、成羽町済世会では融和事業、すなわち、同和事業も行われていたことがわかる。

3.2.6 事業項目外の事業

まず成羽町済世会では、相談指導、諸種調停並びに懇談が行われている。しかし、具体的にどのような調停や相談が行われていたのかは、資料では確認できない。このことを類推すると取扱例の「福利増進」の項目には「家庭的或は社会的の紛争には及ぶ限り調停の労を執ること」²⁰⁾と記されており、家庭内や住民同士のトラブルに対し、顧問による調停が行われていたと推察される。

さらに成羽町済世会では、納税斡旋も行なわれているが、この納税斡旋については、次のように説明されている。

「カード階級者にして納税の義務を履行し得ざる者に対しては其の斡旋をなし義務の完了する様努力せり。本年度に於ては数年来滞納し止むなく財産の差押へを受けたるカード階級者にして其の金額五圓十四銭中本人に於て一圓五十銭を納入せしめ、不足額三圓六十四銭は本会より支出し之を救済財産差押への処分を解きたり」¹⁹⁾

この文脈からは、カード階級者で税未納者に対し、納税指導を行なわれ、財産の差押を受けたカード階級者に対しては、税金の不足分を済世団体が補填していたことがわかる。

次に戸籍整理であるが、資料には、両者ともこれに関する記述は見られなかった。しかし、『連帯時

報』では、成羽町済世会において、戸籍整理が行なわれていたことが確認できた²²⁾。しかし、その詳細は不明であるが、取扱例では、一般的に「戸籍上事実との相違がある家庭への指導」、「内縁、私生子等の関係を整理し適当な身分を取得できるよう斡旋」、「出生、婚姻、転籍等の届出の励行」、「無籍者への就籍斡旋」²⁰⁾が行なわれている。このことから、成羽町済世会においても、このような取り組みが行われたと推察される。

またこの他に、成羽町済世会では図書館が設立されている。これは川上郡教育会の図書館を譲り受け、済世会館に整備したものである²¹⁾。この図書館の設置は、他の済世団体には見当たらない。

以上、両者の事業内容について分析した。この分析から見えてきた、済世団体の性格等について整理したい。

最初に済世団体の組織体であるが、二つの性格が見えてくる。まず一つ目には、寺坂も指摘するように、県が委嘱した顧問は、いわば半民半官の立場ともいえ⁴⁾、その顧問を中心に町村長、警察署長、教育関係者をはじめ、住民の一部を委員等に委嘱し、形成された組織の姿からは、純粋な住民組織というよりは、公私混成の中間組織であったと見ることができる。しかしながら、半民半官とはいえ、顧問は地域のリーダーであり^{†6)}、その顧問を中心に、地域にとって必要な事業を行うために体制を造り、事業化し、実践していた姿からは、住民自治組織としての性格を見出すこともできる。

次に先行研究との論点である。寺坂は、済世団体が近代社会事業としての発展の契機をほらみながらも、天皇制支配体制とそれを支える封建的共同社会を前提とし、従来の隣保機能を強化させる役割を果たす形で機能したと指摘した。確かに当時は天皇制を頂点とする社会であり、国民は等しく臣民であることを前提に、地主や実業家等の有力者による封建的勢力が町村内に存在していたことは理解できる。

しかし、顧問制度、あるいは、済世団体において、このような支配が全てに存在したかといえ、必ずしもそうとはいえない。特に両者の顧問は、地主層や実業家ではなく医師と僧侶であり、前述した富家村顧問、鶴見の談話からは、医師として貧困者の医療に携わっていた姿が見受けられた。また、県社会事業主事補であった守屋の回顧録によれば、成羽町顧問の松野が僧侶にもかかわらず、仏教的臭味に墜せず、挙町一体で、なごやかに豊かに事業をすすめたと記している²³⁾。これらからは、封建的支配者というよりは、町村内の名士あるいは名望家としての姿を見出すことができる。したがって、少なくとも

も、両者において、地主や有力者による封建的支配組織であったとは断言できず、また、このような関係を温存したとはいえない。

次に濟世団体が、従来の隣保機能を強化させたとする点であるが、これについては、昭和10年代にも同様な議論がなされている。たとえば、山口は、農村社会事業について「農村人を連帯化し又は相扶化することをさすのか、或は又社会事業の主たる目的は社会悪から救済し防止する点よりして、農村人を社会悪から保護防止せんとすることを意味するのであるか、その言葉自体が甚だ不可解である」と指摘している²⁴⁾。しかしながら、両者については、事業分析からもわかるように隣保相扶の強化ではなく、隣保機能の事業化であったといえる。それは寺坂も指摘するように、濟世団体による事業は、防貧事業の範囲を超え、極めて総合的な事業として展開し、崩れかけた農村の隣保相扶機能を農村隣保事業という形で新たに再編強化させたわけである。しかし、それは、旧来からの五人組制度に見られるような、隣保相扶関係を再構築したわけではない。濟世団体における取り組みは、その地域内における隣保の仕組みを再構築し、町村全体で行なうために、これを社会事業化したものであったと考える。

またセツルメントに見られる隣保観念との関係であるが、濟世団体を通して名望家らである顧問らが諸問題に介入した点と、成羽町濟世会のように隣保施設を設立した点だけを見れば合致する。しかし、顧問らが、濟世団体の事業により、人格的接触を通して貧者の人格を向上させたか否かとなると、明確に断定することができない。

次に濟世団体の事業についてである。視点を変え

れば、明治40年代からの内務省による風化行政推進の延長線上にあったともいえるが、上述したように、その事業内容は広範囲に及んでいた。これは県が望んだように濟世団体が地域の実状に応じて事業分野を開拓したことを示している。そのなかで、成羽町濟世会では、共同作業所の設置や生産組合の組織化、図書館、保育園の設置までもが行なわれていた。また富家村濟世会では、独自に委員を創設し、妊産婦保護においては、産婆を常勤雇用していた。さらに、国による勤儉貯蓄への誘導が、背景にはあったにせよ、共同購買や農業指導及びその助成等が行われていた。このような事業化について、姜は留岡の論文を引用し、公園、図書館、夜学校、児童倶楽部等の創設を促す思想は、既に慈善事業、社会政策の範囲を超え、近代的公共事業、福祉事業の色彩を帯びていると指摘している²⁵⁾。ただし、留岡に近代的公共事業の観念が存在したのか否かは確認できないが、留岡自身は官民が共同し、篤志家が法律の力の及ばない所、府県庁の力の及ばない所に尽力するからこそ、町村自治及び農村が発達するのだとし²⁶⁾、このような機運が続けば、公共的社会事業は実際上において、目口がつくのだと説明している²⁶⁾。この留岡の言及は、濟世団体が地域に必要な事業を展開した点と合致する。

また風化行政を推進した井上は『救済制度要義』のなかで、欧米の近代救貧制度を整理し、庶民教化の方法として、米国の公共図書館制度を紹介している^{†7)}。

以上の整理から、両者による事業には、近代的社会事業の萌芽や住民自治の萌芽を見出すことができる。

表3 「濟世団体指導方針における事業項目例を基準にした事業整理」

指導方針項目	事業項目例		成羽町	富家村
救護事業	イ. 窮民の救護並慰問		○	○
	ロ. 罹災者の救護並慰問		○	○
	ハ. 軍人遺家族並傷病兵の救護並慰問		○	○
	ニ. 助葬			
	ホ. 法要の助成			
	ヘ. 歳末救助		○	○
児童保護事業	(一) 妊産婦保護	イ. 母性教育(悪性遺伝防止, 性・育児教育)		
		ロ. 妊産婦相談		○
		ハ. 産院		
		ニ. 巡回産婆	○	○
		ホ. 分娩貸付		
		ヘ. 家事補助婦派遣		

指導方針項目	事業項目例		成羽町	富家村
児童保護事業	(二) 乳幼児保護	イ. 託児所（常設託児所・季節託児所）	○	
		ロ. 児童健康相談		○
		ハ. 栄養補給		
	(三) 学齢児保護	イ. 学校給食	○	
		ロ. 被服又は学用品補給	○	
		ハ. 林間又は臨海学校 ニ. 職業指導		
医療救護事業	イ. 診療所設置（無料又は軽費）			
	ロ. 診療券又は施薬券の発行		○	○
	ハ. 救急箱設置			
	ニ. 健康相談		○	○
	ホ. トラホーム治療		○	
	ヘ. 寄生虫駆除		○	
経済保護事業	イ. 職業輔導			○
	ロ. 授産			
	ハ. 生産資金貸与		○	○
	ニ. 副業奨励		○	○
	ホ. 共同作業の奨励			
	ヘ. 共同販売			
	ト. 共同購入			
	チ. 冠婚葬祭用具共同利用			
	リ. 共同浴場			
	ヌ. 理髪器具共同利用			
	ル. 貯金奨励			
	ヲ. 家産造成			
	ワ. 自作農創成			
	カ. 移植民奨励			
社会教化事業	イ. 矯風教化運動		○	○
	ロ. 融和促進		○	
	ハ. 隣保館経営		○	
	ニ. 生活改善			○
	ホ. 司法保護			○
	ヘ. 保健運動			○

※1935(昭和10)年3月(訂正増補)による

4. まとめ

本稿では、本論を展開する前に、顧問制度と濟世団体について概観した。そこでは、国家施策として農村の立て直しが推進されるなか、県は顧問らに対し、濟世団体の設立を奨励し、農村の立て直しを要請したことが明らかとなった。そして、これを踏まえたうえで、成羽町濟世会及び富家村濟世会の事業内容を分析した。この分析からは、同じ郡内の町村であっても、その事業内容は一律ではなく、広範囲な事業が展開されていたことが確認できた。そして、そのなかで、成羽町濟世会のように共同作業所

や生産組合、そして、保育園や図書館の設置、運営を行い、その活動拠点となる濟世会館のような隣保施設を設けた団体、あるいは、富家村濟世会のように、独自に委員を創設し、専門職である産婆を常勤雇用していた団体の存在が確認できた。たとえ、それが封建的社会の下であり、農村の立て直しといった、国家施策の流れにあったとしても、両者には、近代的社会事業と住民自治の萌芽が存在していたと考える。

また濟世団体には二つの性格が存在したことも確認できた。まず一つには、結果的には、国家

施策を具現化する、あるいは、県の施策を推進するといった翼賛機関としての性格である。特に社会教化や戸籍整理等は、国策的側面を色濃く有していた。そして、もう一つの性格としては、官製組織とはいえ、地域のリーダーである顧問らを中心に組織が形成され、救護、保護、医療、保健、公衆衛生、経済等の広範囲な諸課題に対し、地域の実情に応じて事業を立ち上げ、実践した姿である。そのなかには「済世袋」のような、相扶的なものもあったが、済世団体が担った役割は、旧来からの隣保相扶関係の再構築や強化ではなく、隣保機能の事業化、つま

り、社会事業化であったと考える。

以上のことから、済世団体は国家施策、すなわち、上からの要請により設立された県独自の官製の翼賛民間組織であり、その事業においても、上からの要請によるところが大きいものであった。しかし、事業の選択には、顧問らの裁量があり、地域内の諸問題を解決するために、独自に仕組みや体制を創造し、これを事業化していた。このことから、済世団体とは、その地域内で必要とされる社会事業を立ち上げ実践した、地域社会事業団体であったと考える。

註

- †1) 大森次郎は1921(大正10)年、県社会課に着任し、社会事業主事補として顧問制度に携わる。引用したのは『岡山県済世制度二十年史』に「済世事業打明け話」として執筆したものである⁷⁾。
- †2) この回顧録も『岡山県済世制度二十年史』に掲載された旧小田郡堺村の三浦伊助のものである。三浦の堺村では、堺村済世禁酒会が設立されている。
- †3) 『連帯時報』の記事には、「昭和三年四月婦人方面委員を委嘱して済世事業の援助に当らしめ²²⁾」と記録されている。
- †4) 国民更生運動の内容であるが「一、建国ノ大義ニ則リ挙国一致国難打開ニ協力邁進セシムルコト 二、自力更生ノ気風ヲ作振スルコト 三、経済ノ組織化、計画化ヲ図リ之ガ実行ヲ期セシムルコト 四、国民各自ヲシテ其ノ分ニ應ジ社会公共ニ奉仕セシムルコト」⁷⁾と説明されている。
- †5) 取扱例「矯風教化」には、「釈放者に対する親族、故旧等の態度及本人の思想行動に留意し、常に関係機関と連絡し改過遷善の実を挙げしむる様努むること」とある²⁰⁾。
- †6) 一部の済世団体の会長には町村長も存在する。しかし、明治期から大正期にかけての町村長は、無給、有給のものも含め、原則、名誉職制が採られていた。高久によれば、岡山県における町村長の名誉職の比率は、明治期で82.3%、大正期では88.2%であったとしている²⁷⁾。
- †7) 井上は、フレッチャル(ママ)の『米国公共図書館』を引用し、米国図書館制度の進歩を第一期、私的図書館事業に法人権を与えた時期。第二期、諸学校に対し公立図書館の権能を与えた時期。第三期、ボストンを例にした図書館公設主義の時期。第四期、図書館保護主義の時期。第五期、公共図書館設立の義務主義の時期と説明している²⁸⁾。

文 献

- 1) 久松英保：済世顧問制度の成立について。神戸女子大学紀要・文学部篇，24L，193，1990。
- 2) 久松英保：農村隣保事業と馬屋上村共同済世社－岡山県における地域福祉実践の戦前的遺産－。神戸女子大学文学部紀要，29，181－194，1996。
- 3) 二宮一枝：近代の岡山における社会事業の特質と展開過程。初版，大学教育出版，岡山，4，122，2009。
- 4) 寺坂順子：済世顧問制度に関する一考察－防貧事業としての歴史的意義と限界－。作陽音楽大学・作陽短期大学研究紀要，作陽学園学術研究会，17(2)，12－17，1984。
- 5) 脇坂作次郎：隣保相扶精神における「日本的なるもの」に就て。社会事業，(財)中央社会事業協会，21(7)，66－67，1937。
- 6) 赤松力：近代日本における社会事業の展開過程。初版，御茶の水書房，東京，59－60，1990。
- 7) 岡山県社会事業協会：岡山県済世制度二十年史。94－95，122，151－152，208，211－212，270－283，302，360，376－381，407－414，1936。
- 8) 岡山県：岡山県史 第十一卷 近代Ⅱ。山陽新聞社，岡山，530，1987。
- 9) 岡山県内務部：済世顧問の栞。山陽新報，岡山，57－103，1919。
- 10) 岡山県：岡山県史 第十卷 近代Ⅰ。山陽新聞社，岡山，412－414，530，727，733，1986。
- 11) 神立春樹：近代岡山県地域の都市と農村。初版，御茶の水書房，東京，188，1993。
- 12) 笠井信一：済世顧問制度之精神。岡山県社会課，岡山，77－78，90－91，1928。

- 13) 吉田久一：日本社会福祉思想史. 初版, 川島書店, 東京, 431-434, 1989.
- 14) 副田義也：内務省の社会史. 初版, 東京大学出版会, 東京, 358, 2007.
- 15) 内務省地方局：地方改良の要項. ページなし1項目, 48-89, 1911.
- 16) 岡山県：地方改良講演速記. 山陽活版所, 岡山, 2, 1912.
- 17) 岡山県社会課：济世の一方途（報徳社の理論と実際）. ページなし, はしがき, 1931.
- 18) 私立川上郡教育会：川上郡誌. 名著出版, 東京, 531, 1974.
- 19) 岡山県：川上郡成羽町・富家村济世会事業概要. 1, 4-6, 7-9, 15-17, 20-25, 1936.
- 20) 岡山県社会事業協会：連帯時報. 15(11), 34, 37-39, 45, 136, 1935.
- 21) 岡山県社会事業協会：連帯時報. 15(2), 61-62, 90, 95-96, 1935.
- 22) 岡山県社会事業協会：連帯時報. 16(2), 45, 55, 1936.
- 23) 守屋茂：近代岡山県社会事業史. 岡山県社会事業史刊行会, 岡山, 742-747, 1960.
- 24) 山口正：社会事業の農村的振興. 社会事業研究, 大阪社会事業連盟, 大阪, 6(23), 49-62, 1935.
- 25) 姜克實：近代日本の社会事業思想. 初版, ミネルヴァ書房, 京都, 107, 2011.
- 26) 留岡幸助：農村と篤志家. 地方改良事業講演集 上巻, 内務省地方局, 東京, 664-665, 1909.
- 27) 高久嶺之介：近代日本の地域社会と名望家. 初版, 柏書店, 東京, 272-273, 1997.
- 28) 井上友一：救济制度要義. 博文館, 東京, 451-461, 1909.

(平成24年5月16日受理)

A Study on the Saisei-Organization of the Saisei-Komon System -Focusing on the Nariwa-Cho Saisei-Organization and Fuka-Mura Saisei-Organization-

Hirofumi YAMAMOTO

(Accepted May 16, 2012)

Key words : saisei-komon-system, saisei-komon, comprehensive operation, social work

Abstract

The Saisei-komon- system was established in 1917 (6th year of the Taisho era) in Okayama Prefecture as a system to prevent poverty. In the system, the prefectural government delegated the social welfare adviser's task to local philanthropists who met the requirements, such as someone respectable and so on, and under the advisers' leadership, tried to improve or solve financial and daily problems of the local people. Researches about the particulars of the establishment of the system or the roles of the advisers have been made in many previous studies, but only a few studies have taken up the social welfare organizations that were set up and led mainly by advisers. There were various social welfare organizations, but here I took up the cases of Nariwa Saisei-Organization and Fuka-mura Saisei-Organization that conducted comprehensive operations, and showed the actual contents and details of their activities.

Correspondence to : Hirofumi YAMAMOTO

Department of Social Work
Faculty of Health and Welfare
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-0193, Japan
E-Mail : yamahiro@mw.kawasaki-m.ac.jp
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.22, No.1, 2012 15-29)